

こ成基第36号
令和6年3月26日

各都道府県知事
各指定都市・中核市長 殿

こども家庭庁成育局長

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布及び
「児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づき
こども家庭庁長官の定める者」の公示について

この度、別添のとおり児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第25号）が公布されるとともに、「児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者」が公示され、それぞれ令和6年4月1日に施行・適用されることになりました。

本改正等の趣旨及び概要は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、各都道府県知事におかれては、貴管内の指定保育士養成施設の長及び管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正・公示の趣旨

指定保育士養成施設の入所資格については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2の3の規定により、高等学校卒業相当の者のほか、満18歳以上の者であって児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者に与えることができるとされている。

一方、保育士試験の受験資格については、同規則第6条の9の規定等により、大学に2年以上在学して62単位以上修得した者等や高等学校卒業相当の者であって児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者のほか、高等学校卒業者等であって幼稚園や家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業等において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護等に従事した者も含まれている。

今回の改正等は、このように指定保育士養成施設の入所資格及び保育士試験の受験資格に関する実務経験の対象施設・事業が異なっているところ、「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会」から指定保育士養成施設の入所資格を拡大し受

験資格の対象施設・事業を追加することについて提言があったため、更なる保育士の人材確保等を図る観点から、入所資格に係る実務経験の対象となる施設・事業を追加するものである。

第二 改正・公示の概要

1 児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令について

児童福祉法施行規則第6条の2の3第2項において、満18歳以上の者であって児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与えることができることとしているところ、当該者のほか、「その他その者に準ずるものとしてこども家庭庁長官の定める者」にも入所資格を与えることができるものとする。

2 「児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者」（新規告示）について

児童福祉法施行規則第6条の2の3第2項において新たに規定する「その他その者に準ずるものとしてこども家庭庁の定める者」について、新たに公示することとし、具体的には、下記のいずれかに該当する施設又は事業において2年以上かつ2,880時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。

・障害児通所支援事業（保育所等訪問支援に係るものを除く。）

※保育所等訪問支援のみを行う場合は対象にならない一方、保育所等訪問支援とそれ以外の障害児通所支援の両方を行う場合は対象となる。なお、「2年以上かつ2,880時間以上」の確認に当たっても、入所資格を与えられる者自身が保育所等訪問支援とそれ以外の障害児通所支援の両方の業務に従事していた場合、保育所等訪問支援に関する業務にのみ従事していたものとして容易に区別できる期間・時間を除き、保育所等訪問支援に関する業務に従事した期間・時間を含めて差し支えない。

・放課後児童健全育成事業

・一時預かり事業

・小規模住居型児童養育事業

・一時保護施設

・家庭的保育事業等

・児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項の規定による届出をした施設

・上記のほか、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって認可を受けていないもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市の条例等に基づき事業の実施に関する事項に係る届出をした施設

イ 国、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が設置する施設

・幼稚園又は特別支援学校（幼稚部に限る。）

・障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援を行うものに限る。）であって、当該施設に入所し、又は当

該サービスを受ける者の半数以上が 18 歳未満であるもの

※①生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援及び②それら以外の障害福祉サービスの両方を行う指定障害福祉サービス事業者の事業所については、「当該サービスを受ける者の半数以上が 18 歳未満であるもの」の確認に当たっては、②の利用者を考慮しないよう留意すること。ただし、「2 年以上かつ 2,880 時間以上」の確認に当たっては、入所資格を与えられる者自身が①と②の両方の業務に従事していた場合、②に関する業務にのみ従事していたものとして容易に区別できる期間・時間を除き、②に関する業務に従事した期間・時間を含めて差し支えない。

- ・認定こども園（幼保連携型認定こども園以外）

※幼保連携型認定こども園は「児童福祉施設」であるため、既に入所資格の対象

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う施設

（添付）

- ・児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 25 号）
- ・「児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者」（令和 6 年こども家庭庁告示第 5 号）